

資料3のCASE1～3の改定内容及び説明

改定案	改定内容				説明	1か月20m ³ (2か月40m ³) 使用時の使用料(税込み)		
	基本使用料(1か月当たり)		従量使用料			改定前	改定後	差額
	水量区分	金額	改定率	水量区分				
現行	8m ³ まで	1,100円	—	—	—	—	—	
CASE1	8m ³ まで	1,200円	9%	変更なし	平均18%	5,904円	6,758円 854円	
CASE2	8m ³ まで	1,200円	9%	30m ³ から100m ³ までの区分を細分化	平均21%	5,904円	6,960円 1,056円	
CASE3	水量に係わらず一律	1,100円	0%	1m ³ から16m ³ までの区分を新設	平均14%	5,904円	6,855円 951円	

・水量ごとの改定率の差が小さい。
・水量に係わらず一定の負担増となるため、使用量の大きい使用者の改定率がほかの水量区分に比べて高くなる。

・大口使用者(事業者)の改定率がほかの水量区分に比べて高くなる反面、節水効果等による使用水量の増減の影響を受けやすい。

・使用水量が少量または多量となる場合の改定率を抑制している。
・幅広い使用者に負担を求めめるため、節水効果等による使用水量の増減の影響を受けにくい。